



平成26年4月2日

各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号会社名株式会社モブキャスト代表者名代表取締役社長藪 考樹 (コード番号:3664) 問合せ先執行役員管理本部長原田 一進 (TEL.03-5414-6830)

第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権の発行及び 新株予約権割当価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 12 日開催の当社取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社 を割当先とする第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権の発行及び、新株予約権割当価額 の総額(10,300,000 円)の払込受領が平成 26 年 4 月 2 日に完了しましたので、お知らせいたします。

本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成26年3月12日付プレスリリース「第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権の発行及びコミットメント契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権発行の概要

(1)	割当日	平成26年4月2日		
(2)	発行新株予約権数	15,000 個		
		第 20 回新株予約権 5,000 個		
		第 21 回新株予約権 5,000 個		
		第 22 回新株予約権 5,000 個		
(3)	発行価額	総額 10,300,000 円(第 20 回新株予約権1個あたり 1,110 円、第 21		
		回新株予約権1個あたり 550 円、第 22 回新株予約権1個あたり 400		
		円)		
(4)	当該発行による	潜在株式数:計1,500,000株		
	潜在株式数	第 20 回新株予約権:潜在株式数:500,000 株		
		上限行使価額はありません。		
		下限行使価額 676 円		
		第 21 回新株予約権:潜在株式数:500,000 株		

上限行使価額はありません。 下限行使価額 676 円 第 22 回新株予約権:潜在株式数:500,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額 676 円 (5) 資金調達の額(差 2,851,250,000円(注) 引手取概算額) (6) 行使価額及び行使 | 当初行使価額 価額の修正条件 第 20 回新株予約権 1,062 円 第 21 回新株予約権 1,737 円 第 22 回新株予約権 2,895 円 当社は平成26年4月3日以降、資金調達のため必要があるときは、当 社取締役会の決議により各回号の新株予約権毎に行使価額の修正を行う ことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は 直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」とい う。) するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」とい う。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社 東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われ る日をという。以下同じ。)でない場合には直前の取引日)の取引所に おける当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の93%に相 当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正されます。但し、かか る修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることと なる場合には、行使価額は下限行使価額とします。 なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができま せん。 ① 金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に 基づく開示(以下「開示」という。)がなされた書類(有価証券報 告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリ リースを含むがこれらに限られない。) に記載されているものを除 き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業 年度の期末日以降、当社及びその企業集団(連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集 団をいう。以下同じ。)の財政状態又は経営成績に重大な悪影響を もたらす事態が発生している場合 ② 当社にかかる業務等に関する重要事実等(金融商品取引法第

	166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をい
	う。以下同じ。)で公表(金融商品取引法施行令第30条に定める公
	表措置をいう。以下同じ。) がなされていないものがある場合
	③ 本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価
	額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
	④(9)その他に記載されるコミットメント契約に基づき発せられ
	た行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限り
	で、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 行使可能期間	平成 26 年 4 月 3 日から平成 28 年 4 月 1 日まで
(9) その他	当社は、割当先との間で、コミットメント契約を締結しております。
	詳細については、平成 26 年 3 月 12 日付プレスリリース「第三者割当に
	よる第 20 回乃至第 22 回新株予約権の発行及びコミットメント契約締結
	に関するお知らせ」をご参照ください。

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 2,851,250 千円については、当社が提供するサービスの機能拡充及び 広告・マーケティング費用に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりであり、本新株 予約権の各段階的な行使による手取金は原則として内訳に記載される①から④の各使途の順に 充当する予定です。なお、残額はその他の人件費、地代家賃等の運転資金に充当いたします。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
① モバイルプラットフォーム	210,000	平成 26 年 4 月~
「mobcast」の機能拡充並びにコミュニ		平成 26 年 12 月
ケーションツールの開発にかかる人件費	250,000	平成 27 年 1 月~
及び採用費		平成 28 年 3 月
②ネイティブアプリの開発体制の構築並	258,000	平成 26 年 4 月~
びに運営にかかる人件費及び採用費		平成 26 年 12 月

	294,000	平成 27 年 1 月~
		平成 28 年 3 月
③ネイティブアプリ及びブラウザゲーム	600,000 410,000 829,250	平成 26 年 4 月~
にかかる国内外の知的財産権の取得費用		平成 28 年 3 月
④ネイティブアプリ及びブラウザゲーム		平成 26 年 4 月~
(4)ペイティファフリ及びフラウックーム にかかる国内外の広告・マーケティング		平成 26 年 12 月
費用		平成 27 年 1 月~
貝用		平成 28 年 3 月
合計	2,851,250	_

以上